



境港管理組合監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第7項の規定に基づき審査を行い、令和4年9月27日付けで提出した「令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査結果報告書」に付した監査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

令和5年4月19日

監査委員 桐林正彦



監査委員 山口和志



監査結果報告書に付した監査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>境港公共マリーナの管理運営について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、船舶・ヨットの係留、キャンプ場の利用者は増加し、研修施設の利用は低迷しているが、キャンプ場・研修施設については、利用拡大の余地が大きいと考えられる。</p> <p>については、キャンプ場・研修施設・オープンテラス・展望ブリッジなどのさらなる活用を図り、船舶・ヨット利用者以外の幅広い層の利用を促進し、境港全体の賑わい創出につながるよう、情報発信や利用者の意見を踏まえた過大な投資にならない範囲での設備の充実等に努められたい。</p>	<p>境港管理組合では、公共マリーナの拡張工事に合わせて、隣接するキャンプ場及び公共緑地のマリンスポーツ・アクティビティ機能の充実を検討していくこととしている。</p> <p>既存施設のさらなる活用については、指定管理者とともにマリーナ利用者懇談会等を通じて利用者の声を聞き、施設や設備の充実の参考とする取り組みを行っているところである。</p> <p>具体的な設備等の充実については管理組合と指定管理者の投資の棲み分けも調整したうえで進めていく。</p> <p>また、指定管理者はホームページなどの情報ツールによる適時の情報発信も積極的に行い、利用拡大に取り組む。</p>